

保 人 第 824 号  
平成 31 年 3 月 15 日

各団体代表者 殿

神奈川県健康医療局保健医療部保健人材課長  
(公印省略)

平成 31 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金  
(看護実習受入拡充事業費補助) について (通知)

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱に基づき、平成 31 年度に看護実習の受入体制のより一層の充実を目指し、看護実習の受入拡充 (看護実習受入拡充事業) に取り組む県内の病院、訪問看護ステーション、助産所等、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対して、補助を行います。

つきましては、このことについて、別添のとおり、貴団体の会員の皆様へ周知させていただきますのでご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

問合せ先

看護指導グループ 吉羽

電 話: 045-210-1111 内線 4757

メー ル: chiho-kanjin@pref.kanagawa.jp

病院  
訪問看護ステーション  
助産所等  
特別養護老人ホーム  
介護老人保健施設

開設者殿

神奈川県健康医療局保健医療部保健人材課長  
(公印省略)

平成 31 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金  
(看護実習受入拡充事業費補助) について (通知)

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱に基づき、平成 31 年度に看護実習の受入体制のより一層の充実を目指し、看護実習の受入拡充 (看護実習受入拡充事業) に取り組む県内の病院 (①産科病棟あるいは小児科病棟を有する病院、②299 床以下の中小規模病院のいずれかに該当する病院)、訪問看護ステーション、助産所等、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対して、補助を行います。

補助を希望する施設等におかれましては、県ホームページに掲載した説明資料を参照いただき、必要事項を事前着手届及び事業計画書等様式に記入のうえ、当課あてに郵送にて提出してください。なお、事前着手届の届出者が施設等の開設者以外の者である場合は、委任状が必要です。

**事前着手届 (及び委任状)、事業計画書の提出期限は事業に着手する原則 3 週間前迄です。**

※ 1 平成 31 年 4 月 1 日 (月) から実習の受入れを行う施設等については、同年 3 月 25 日 (月) までに提出をお願いいたします。

※ 2 平成 31 年 5 月 24 日 (金) から実習指導者育成のため実習指導者講習会等に職員を派遣する施設等については、同年 4 月 24 日 (水) までに提出をお願いいたします。

※ 3 当事業に係る補助を希望されない施設等においては事前着手届の提出は必要ありません。事前着手届及び事業計画書をご提出いただいた施設等を対象に、補助金に係る交付申請を受け付けます。

神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/>)

検索欄に「保健人材課」と入力して検索

→健康医療局保健医療部保健人材課 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fp3/index.html>)

→新着情報

→「看護実習受入拡充事業費補助金のお知らせ (平成 31 年度) のページ」

【提出先・問合せ先】

(郵送) 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県健康医療局保健医療部保健人材課看護指導グループ

看護実習受入拡充事業担当 あて

(電話) 045-210-1111 内線 4757

(メール) [chiho-kanjin@pref.kanagawa.jp](mailto:chiho-kanjin@pref.kanagawa.jp) [chiho-kanjin@pref.kanagawa.jp](mailto:chiho-kanjin@pref.kanagawa.jp)